

京 都 大 学 国 際 科 学 イ ノ ベ ー シ ョ ン 棟 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																				
<p>(前 略)</p> <p>(統括管理者)</p> <p>第4条 イノベーション棟に統括管理者を置き、<u>産官学連携本部長</u>をもって充てる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第20条 イノベーション棟に、イノベーション棟の運営に関する重要事項を審議するため、国際科学イノベーション棟運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 統括管理者</p> <p>(2) 本学の教授又は准教授 若干名</p> <p>(3) <u>研究推進部長</u></p> <p>(4) その他統括管理者が必要と認める者 若干名</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第21条 イノベーション棟の管理運営に関する事務は、施設部プロパティ運用課において処理する。ただし、委員会に関する事務は、<u>研究推進部産官学連携課</u>において処理するものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>別表</p> <p>1 長期施設使用料 (略)</p> <p>2 一時使用施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">一時使用施設名</th> <th style="text-align: center;">使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンポジウムホール (控室を含む。)</td> <td style="text-align: center;">8, 500</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td style="text-align: center;">2, 100</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td style="text-align: center;">1, 100</td> </tr> <tr> <td>ラウンジ</td> <td style="text-align: center;">4, 100</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(ただし、展示ブースを併せて使用する)</td> </tr> </tbody> </table>	一時使用施設名	使用料 (円)	シンポジウムホール (控室を含む。)	8, 500	会議室	2, 100	ミーティングルーム	1, 100	ラウンジ	4, 100		(ただし、展示ブースを併せて使用する)	<p>(統括管理者)</p> <p>第4条 イノベーション棟に統括管理者を置き、<u>成長戦略本部長</u>をもって充てる。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第20条</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>渉外・産官学連携部長</u></p> <p>(4) (同 左)</p> <p>3～6 (事務)</p> <p>第21条 イノベーション棟の管理運営に関する事務は、施設部プロパティ運用課において処理する。ただし、委員会に関する事務は、<u>成長戦略本部</u>において処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年3月総長裁定)</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>別表</p> <p>1 長期施設使用料 (同 左)</p> <p>2 一時使用施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">一時使用施設名</th> <th style="text-align: center;">使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンポジウムホール (控室を含む。)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4, 100</td> </tr> <tr> <td>ラウンジ</td> </tr> </tbody> </table>	一時使用施設名	使用料 (円)	シンポジウムホール (控室を含む。)	(同 左)	会議室	ミーティングルーム	4, 100	ラウンジ
一時使用施設名	使用料 (円)																				
シンポジウムホール (控室を含む。)	8, 500																				
会議室	2, 100																				
ミーティングルーム	1, 100																				
ラウンジ	4, 100																				
	(ただし、展示ブースを併せて使用する)																				
一時使用施設名	使用料 (円)																				
シンポジウムホール (控室を含む。)	(同 左)																				
会議室																					
ミーティングルーム	4, 100																				
ラウンジ																					

改正前		改正後	
	場合は5,100円とする。)		
<p>備考</p> <p>1 上記表中の使用料は、1時間の施設使用に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに当該施設使用时间数を乗じた金額を施設使用料とする。</p> <p>2 1時間未満の施設使用及び1時間を超える施設使用に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の施設使用として、施設使用料を算出するものとする。</p> <p>3 複数の施設を使用する場合については、各施設の使用料を合算した金額を施設使用料とする。</p>		<p>備考</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(同 左)</p>	